

2022（令和4）年度第1回（通算第54回）理事会（通常）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2022年5月22日（日） 13時～15時20分
2. 場 所：AP 大阪茶屋町 ABC-MART 梅田ビル 8F・Room A
（〒530-0013 大阪府大阪市北区茶屋町 1-27 ABC-MART 梅田ビル 8F）
（Zoomを併用したハイブリッド方式により実施）

3. 出席者：

理事 19名中、18名

以下の出席者が対面またはWEBシステム ZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）大平真嗣

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濱本正太郎

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（国際関係法教育委員会幹事）阿部達也（代理出席：森理事／国際関係法教育委員会委員長）

（事務局）藤澤巖、菅野直之、北村朋史

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 富山房インターナショナルとの契約に関する件
- 2 判例研究委員会の発足に関する件
- 3 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネル開催に関する件
- 4 四学会国際会議の開催方式に関する件
- 5 その他

2) 議決事項

- 第1号議案 2022年度第2（通算第30）回評議員会（定時）の招集に関する件
第2号議案 「代表理事の選定に関する申し合わせ」改正に関する件
第3号議案 2021年度事業報告・決算に関する件

- 第4号議案 2021年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
 - 第5号議案 一般財団法人国際法学会 2022年度（第125年次）研究大会に関する件
 - 第6号議案 2024年度研究大会の開催場所に関する件
 - 第7号議案 国際法外交雑誌第120・121巻の編集状況に関する件
 - 第8号議案 『国際法外交雑誌』執筆要領と『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査
規程の改正に関する件
 - 第9号議案 外国国際法学会との協力推進に関する件
 - 第10号議案 小田滋賞に関する件
 - 第11号議案 2022年度アジアカップ模擬裁判に関する件
 - 第12号議案 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー後援の件
 - 第13号議案 新入会員の承認に関する件
 - 第14号議案 その他
- (1) 国際法外交雑誌の電子化に関する件

5 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く17名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名）が出席していることが確認された。続けて、前回2021（令和3）年度第6回（通算第53回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 富山房インターナショナルとの契約に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、富山房インターナショナルとの間で、例年通りの内容で、契約が締結されたことが報告された。

2 判例研究委員会の発足に関する件

森川判例研究委員会委員長より、3月8日付で「国際法学会判例研究委員会設立のお知らせ」と題する記事が国際法学会ホームページに掲載され、同委員会の設立について周知がなされたことが報告された。また4月1日に同委員会第1回会合を開催し、次の通り作業を進めていることが報告された。国内判例については、従来「解説編」とされていた重要判例を「判例研究」として国際法外交雑誌に、従来「データベース編」とされていた判例情報を国際法学会ホームページに掲載することとし、それぞれについてモデル原稿を作成して、具体的な掲載のあり方を検討する。国際判例については、国際司法裁判所判例研究会にて執筆者が決まっている判例について、いつまでに記事を執筆していただくかについて調整を進めていくとともに、同研究会にて執筆者が決まっていない判例や将来の判例については、判例研究委員会で執筆者を選定し、執筆を依頼していくなどして、「判例研究」への掲載に向けた作業を進めていく。

3 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネル開催に関する件

議決事項第9号議案「外国国際法学会との協力推進に関する件」を参照。

4 四学会国際会議の開催方式に関する件

明石国際交流委員会委員長より、コロナ禍により2年間延期されていた四学会国際会議について、当初は本年8月15日及び16日に米国で開催される予定であったが、オーストラリア・ニュージーランド国際法学会の要望により、オンラインで開催されることになったこと、現在米国国際法学会にてオンライン開催のためのプログラムを作成中であること、国際法学会では対面開催を見越して江草基金への申請を行い、決定通知を得たが、オンラ

イン開催への切り替えのため、辞退したことが報告された。

5 その他

なし

2) 議決事項

第1号議案 2022年度第2(通算第30)回評議員会(定時)の招集に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、定款第19条3項及び第20条1項に基づく2022年度第2(通算第30)回評議員会(定時)の招集について提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(17名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 定款第19条2項及び第20条1項に基づき、2022年度第2(通算第30)回評議員会(定時)を下記の日時、場所、及び目的で招集する。

開催日時：2022年(令和4年)6月26日(日) 午前10時より

場所：Zoomによる会合

会議の目的、議案の概要

報告事項

1 2022年度(第125年次)研究大会に関する件

2 第9回小田滋賞に関する件

3 その他

議決事項

第1号議案 2021年度事業報告・決算の承認に関する件

第2号議案 2021年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

第2号議案 「代表理事の選定に関する申し合わせ」改正に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、7月3日に開催予定の第1回理事会(Zoomを利用したハイブリッド方式)にて行われる新代表理事の選定について、対面で参加する理事とオンラインで参加する理事の公平性を確保するため、また昨今電子投票による意思決定が広く行われるようになってきている状況に鑑み、電子投票で行うこととし、そのために「代表理事の選定に関する申し合わせ」を改正することが提案された。改正案7条では、「オンライン方式または実会合とオンライン併用のハイブリッド方式により理事会を開催せざるをえない特段の理由がある場合には、電子投票の方法を用いて代表理事候補者を選出することができる」と規定し、今後コロナの影響がなくなり、対面での理事会開催が可能になった場合には、通常通り理事会会場での投票を行うことを想定していること、具体的な電子投票の方法としてはGoogleフォームを利用し、これを理事会中に各理事に電子メールで送付することを予定していること、各理事の投票行動は電子投票を管理する事務局員にも分からない仕組みになっていることが説明された。

理事より、理事会がオンライン方式やハイブリッド方式で開催される場合において、理事の公平性を確保するためには、電子投票を行う必要があるのであるから、改正案7条の「電子投票の方法を用いて…選出することができる」との書きぶりは不相当ではないか、他方、「電子投票の方法を用いて…選出する」としたら、郵便投票等のその他の方法が排除されることになるが、もとより今回の改正案は郵便投票の方法を想定しておらず、また仮に今後郵便投票の方法が用いられるとすれば、改めて理事会で議論することが望ましい

ため、今回の改正案については「電子投票の方法を用いて…選出する」との規定でよいのではないかとの意見が出された。

これを受けて、兼原代表理事より、今後申し合わせを再び改正することによって郵便投票等の方法を用いることを排除する趣旨ではないことを確認しつつ、改正案 7 条を「電子投票の方法を用いて…選出する」と修正した上で、申し合わせを改正することが提案された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 改正案 7 条を「オンライン方式または実会合とオンライン併用のハイブリッド方式により理事会を開催せざるをえない特段の理由がある場合には、電子投票の方法を用いて代表理事候補者を選出する」と修正した上で、「代表理事の選定に関する申し合わせ」（改正案）を承認する。

第 3 号議案 2021 年度事業報告・決算に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、2021 年度事業報告（案）について説明がなされた。また植木会計部長より、資料に基づき、2020 年度決算報告書（案）について説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2021 年度事業報告（案）及び 2021 年度決算報告書（案）を承認する。

第 4 号議案 2021 年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、2021 年度公益目的支出計画実施報告書について説明がなされた。公益目的財産は令和 17 年ないしその数年前までに使い切らねばならないとされているところ、2021 年度末の財産残額はおよそ 4,090 万円となっているため、今後、年平均で 400 万円ほどの赤字を出して残額を消化することになるが、2021 年度については約 680 万円の赤字が出ているため、今年度と同程度の支出がある場合は、補助金を獲得するなどして増収を図る必要があるとの説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2021 年度公益目的支出計画実施報告書を承認する。

第 5 号議案 一般財団法人国際法学会 2022 年度（第 125 年次）研究大会に関する件

山田研究大会運営委員会委員長より、資料に基づき、2022 年度研究大会は 9 月 5 日～7 日にグランシップ静岡県コンベンションセンターにて対面方式で開催することを予定していること、今後のコロナ・ウィルスの感染状況を見据えながら必要な感染防止対策を講じていくこと、大会参加登録等の事務作業は従来通り近畿日本ツーリストに業務委託する予定であることが報告された。兼原代表理事より、対面方式での開催という原案は、研究大会開催方式について検討する組織として理事会にて承認された合同委員会（代表理事、事務局、研究企画委員会、研究大会運営委員会）にて決定されたものであること、研究大会は対面で開催するが、懇親会は開催しない予定であることなどにつき、補足説明がなされた。

次いで小畑研究企画委員会委員長より、資料に基づき、研究大会プログラム案について報告がなされた。3 日目の午後の部については、公募分科会として個別報告分科会 1 件とパネル報告分科会 2 件の 3 つのプログラムを同時開催すること、このうち個別報告分科会

については座長が未定であるが、現在座長の依頼を行っており、内諾がとれ次第理事会に報告を行う予定であることが説明された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 一般財団法人国際法学会 2022年度（第125年次）研究大会の開催方式及びプログラムにつき、原案の通り承認する。

第6号議案 2024年度研究大会の開催場所に関する件

山田研究大会運営委員会委員長より、資料に基づき、2024年度研究大会は9月2日（月）～4日（水）に福岡コンベンションセンター（福岡国際会議場）にて実施することが提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2024年度研究大会の開催場所につき、原案の通り承認する。

第7号議案 国際法外交雑誌第120・121巻の編集状況に関する件

瀧本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法外交雑誌第120・121巻の編集状況について説明がなされた。120巻1号については順調に編集作業が進み、まもなく発送予定であること、120巻4号については2020年度研究大会中止の影響ゆえ、論説が少なめであるが、紹介記事を多く掲載するなどして、充実を図る予定であることが報告された。

【議決事項】 なし

第8号議案 『国際法外交雑誌』執筆要領と『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程の改正に関する件

瀧本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、判例研究委員会の発足及び「判例研究」の Kategorii の創設に伴う『国際法外交雑誌』執筆要領と『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程の改正案について説明がなされた。

森川判例研究委員会委員長より、判例研究委員会が「判例研究」への執筆を依頼した原稿については、雑誌編集委員会ではなく、判例研究委員会が査読を行うと理解しているが、審査規程はこうした理解に適合しているかとの質問がなされた。これに対し、瀧本雑誌編集委員会委員長より、「判例研究」の原稿の審査については森川判例研究委員会委員長と同様の理解をしており、審査規程上は2条により雑誌編集委員会による審査の対象にはなるものの、4条によりレフェリーによる査読を省略することのできる原稿として取り扱うことを想定しているとの見解が示され、森川判例研究委員会委員長より、そのような理解で本理事会の議事録に明記し、かかる理事会議事録に従って、審査規程を運用していくことにつき、了承がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 『国際法外交雑誌』執筆要領と『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程の改正につき、原案の通り承認する。

第9号議案 外国国際法学会との協力推進に関する件

兼原代表理事より、4月6日に米国国際法学会年次大会における日本パネルを予定通り実施し、各方面から好評を得たこと、米国国際法学会新会長に来年度も同様のかたちでパ

ネルを実施する可能性につき非公式に打診したところ、歓迎する旨の返答があったことが報告された。またもし来年度も米国国際法学会年次大会にてパネルを実施する場合には、同学会年次大会のプログラムに組み込んでもらうべく、迅速にアクションを起こすことが、先方とこちらの学会のいずれにとっても対応が簡潔になるために、望ましいとの見解が示された。その上で、米国国際法学会を含む外国国際法学会との今後の協力のあり方につき、意見が求められた。

理事より、例えば、ドイツ国際法学会研究大会については、使用言語がドイツ語であること、また各報告が30分程度と長時間であることに鑑みれば、米国国際法学会研究大会のようなかたちで参加することは難しいかもしれず、外国国際法学会との協力を考えるにあたっては、先方の学会の研究大会のあり方等を勘案する必要があるとの意見、米国国際法学会については今回の成果もあるため、今後も協力を図っていくことにやぶさかではないが、現在の国際法学会の体制では、複数の学会と同時並行で協力を図っていくことは困難で、もし複数の学会と協力を図っていくならば、それぞれ隔年ないし数年に一度といったかたちで実施するのが適当ではないかとの意見が出された。また大韓国際法学会との交流事業は継続しているのか、継続しているのであれば再開すべきではないかとの質問・意見が出され、兼原代表理事より、2021年度は大韓国際法学会から国際法学会が招待を受ける番であったところ、今般の状況ゆえ招待はなされず、先方からの打診を待っている状況であるとの返答がなされた。さらに理事より、国際交流一般及び今回の国際交流に賛成した上で、今回のような米国国際法学会との協力はいずれの学会の得になるタイプのものかについて質問があり、付言して、一定の費用も生じているところ、国際法学会の会員にはうまく伝達されていたかについて質問があった。兼原代表理事より、国際法学会の会員には、理事会で了承された方針に従って、国際法学会ホームページを通じて随時情報提供を行った旨の回答、また今回のパネル実施に相当の費用が生じたのは、国際法学会の会員が参加し、あるいは後日視聴できるようにハイブリッド方式で実施したためであるが、今後もし対面方式で参加することとなれば、その費用はかからないであろうとの回答がなされた。そのほか、理事より、今回の日本パネルは国際法学会ホームページの「学会からのお知らせ」に掲載されていたが、今後は国際交流のページを見やすい構成に整えた上で、そちらのページにも案内を掲載するといったかたちで、さらなる周知を図っていく必要があるのではないとの意見が出され、また *ex officio* の理事より、外務省としても、日本の国際法学会の議論や日本の国家実行等が米国等の国際法学会で紹介されることは意義が大きく、協力できるところは協力していきたいとの発言がなされた。

これらの意見を受けて、兼原代表理事より、来年度については米国国際法学会との協力を継続する、大韓国際法学会に交流の再開を働きかけるよう次期理事会に伝達する、米国国際法学会との協力は、今後他の外国国際法学会と協力を図っていく可能性を排除する趣旨ではなく、その場合には、複数の学会と同時並行で協力を図ることの負担に鑑み、各学会と隔年で協力事業を実施する等の方法も含めて適当な調整を行うとの提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- ・来年度については米国国際法学会との協力を継続する。
- ・大韓国際法学会に交流の再開を働きかけるよう次期理事会に伝達する。
- ・今後他の外国国際法学会と協力を推進していくことも排除されず、ただしその場合には過度の負担を生じないよう協力事業の実施年度等の調整を検討する。

第10号議案 小田滋賞に関する件

阿部国際法教育委員会幹事より、資料に基づき、第9回小田滋賞の応募状況及び予備審査結果について報告がなされた。今回は国際公法7編、国際政治・外交史1編の計8編の

応募があったこと、うち国際公法 5 編が予備審査を通過したことが報告された。次いで兼原代表理事より、資料に基づき、本審査の経緯が説明され、各賞受賞者について提案がなされた。

理事より、今回は前回と比べ応募者が少なかったが、どのような事情があったと考えられるか、大学院生の応募はどのくらいあったかとの質問がなされ、阿部国際法教育委員会幹事より、小田滋賞の応募状況には年度毎にばらつきがあるが、なぜそのようなばらつきが生じるかは不明である、今回特に特徴的であったのは修士課程の大学院生から応募がなかったことで、今後どのような層を対象として周知を強化していくべきかが明らかになったとの回答がなされた。また理事より、近年法学部を 3 年間で卒業し、法科大学院に進学する学生が増えていることから、国際法を学ぶ機会のない学生が増えているように思われ、適切な対策を講じていく必要があるとの意見が出された。

兼原代表理事より、今後も、要因に照らして応募動向の検討を続ける必要があるという指摘があった。以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第 9 回小田滋賞の各賞受賞者を原案の通り承認する。

第 11 号議案 2022 年度アジアカップ模擬裁判に関する件

都留若手研究者育成委員会委員長より、昨年と同じく 8 月末にオンライン方式でアジアカップ模擬裁判を開催すべく、準備を進めていることが報告された。

兼原代表理事より、日本財団よりの助成が決定されていることの補足説明があった。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2022 年度アジアカップ模擬裁判につき、原案の通り承認する。

第 12 号議案 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー後援の件

新井アウトリーチ委員会委員長より、資料に基づき、日弁連から 9 月にオンライン方式で開催される「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」への後援依頼があったこと、国際法学会からは国際刑事裁判所第一審裁判部付法務官補の斎藤デービッド氏の推薦を予定し、本人からも内諾を得ていることが報告された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナーの後援につき、原案の通り承認する。

第 13 号議案 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、4 件の入会申請（一般会員 3 件、学生会員 1 件）があったこと、このうち 1 件については本人及び推薦者の捺印がないこと、また当人は大学院生であるが学生の身分を証明する証明書の提出もなされていないことが説明され、当申請については捺印がなされた申請書が出された段階で改めて入会を審議することとし、本理事会ではほか 3 件の入会を認めることが提案された。

理事より、現在一般的には捺印は廃止すべしとの方向性にあるので、今後申請書の書式のあり方について検討していく必要があるように思われるが、今回の申請については研究大会前に承認を行う機会があり、また学生会員として入会を認められる可能性があるため、承認を見送ることに賛成するとの意見が出された。

兼原代表理事より、捺印についての動向は考慮すべきであるが、具体的な事案におい

て、制度を変更することは不公平であるからするべきではないという説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 会員の異動（新入退会等）

新入会員＝3名（一般会員＝2名、学生会員＝1名）

退会希望会員＝10名（2021年度末：7名、2022年度末：3名）

新入会員入会後の会員数

860名（一般会員772名、学生42名、名誉39名、特別4名、終身1名、維持2件）

第14号議案 その他

（1）国際法外交雑誌の電子化に関する件

兼原代表理事より、資料に基づき、国際法外交雑誌の電子化に関する論点メモについて説明がなされ、同論点メモの「1. 電子化のありうる目的（オンライン公開対象者の観点から）」及び「2. 紙版との関係」について、意見が求められた。

濱本雑誌編集委員会委員長より、国立国会図書館にて「個人向けデジタル化資料送信サービス」が開始され、国際法外交雑誌（国際法雑誌）についても1912年の10巻10号まで閲覧可能な状況になっていることが紹介された。

理事より、次のような意見が出された。理事会またはワーキンググループのような検討組織を設けて、それにより電子化につき検討を進めていくことに異論はないが、紙版を完全に廃止した場合、支出も少なくなるが、収益も少なくなるため、公益目的支出計画との関係で注意が必要である。本件については収支の全体構造を踏まえた意思決定が必要で、現段階で電子化と紙版の廃止を決定するのではなく、次期理事会でしっかりと検討してもらうのがよい。現段階で紙版の廃止を決定するのは拙速で、もっとも現実的な方法は紙版の刊行の数年後にオンラインで公開する方法（会員については紙版の刊行後即座にオンラインで公開するという選択肢もありうる）と思われるが、いずれにせよ紙版の廃止と電子化の問題は密接に関連するが切り離して議論することが可能で、電子化を進めなければ国際法外交雑誌が誰にも読まれず、地盤沈下していくことは明らかであるため、電子化については現段階で決定すべきではないか。紙版の扱いは留保しつつ、電子化を進めていくことについては、前回の理事会でも一致があったように思われ、この点の決定の期は既に熟しているのではないか、他方、電子化をする場合、「会報」の記事もオンライン公開するか等、電子化の範囲についても検討していく必要がある。電子化の決定に反対する趣旨ではないが、国際法学会の会費は国際法外交雑誌4号分となっているところ、電子化した場合に会費をどのように考えるか等の問題も生じるため、それらの点についても詰めていく必要がある。財政的な問題との関係を含め、電子化を具体的にどのように進めていくかについて詳細な検討が必要で、これを理事会で行うのは難しく、別の審議体を設ける必要があるように思われるが、電子化を進めることは重要であるため、その決定を行うことには賛成する。またex officioの理事より、外務省としては電子化がなされたら紙版の購入をとりやめるというつもりはなく、両方使用する予定であるとの発言がなされた。

これらの意見を受けて、兼原代表理事より、本理事会にて国際法外交雑誌の電子化を進めることを決定し、他方、本理事会にて出された意見は議事録に残し、かつ「国際法外交雑誌の電子化に関する論点メモ」に適宜付記した上で、参考までにとして次期理事会にお渡しするとの提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 国際法外交雑誌の電子化を進めていくこととし、本理事会にて出された意見は議事録に残し、「国際法外交雑誌の電子化に関する論点メモ」に適宜付記して次期理

事会の参考とする。

以上をもって議案の審議が終了したので、15時20分に本理事会を閉会した。

以上